

令和3年11月1日

お客さま各位

大分みらい信用金庫

残高1万円未満の普通預金口座解約時の「印鑑レス」の取扱開始について

平素より、大分みらい信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫では、個人および個人事業主のお客さまを対象に、預金残高1万円未満の口座解約手続きを、ご通帳および顔写真付き本人確認資料の提示（原本を確認ののち、写しをいただきます。）により、お届印の押印を不要とし、ご本人さまの署名のみで解約できるよう手続きを簡素化いたします。

当金庫では、今後もお客さまにご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいりますので、倍旧のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 取扱開始日

令和4年1月4日（火）

2. 取扱内容

対象となるお客さま	・個人および個人事業主のお客さま
対象となる預金種類	・普通預金（無利息型普通預金、総合口座）貯蓄預金、納税準備預金 ※ ただし、定期預金付きの総合口座は除きます。
対象となる要件	・当該口座残高が10,000円未満
ご提示いただくもの	・ご通帳 ※ キャッシュカードが発行されている場合は、キャッシュカードも併せてご提出ください。 ・顔写真付き本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
その他	・通帳を紛失している場合は別途、お手続きが必要です。

ご不明な点がございましたら、お取引店舗までお問い合わせください。

以上